

新開地区地区計画新旧対照表

				新			旧
面		積		約 6. 9 ヘクタール			約 6. 0 ヘクタール
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	C地区	—
			区分の面積	約 6 ヘクタール	約 0. 55 ヘクタール	約 0. 35 ヘクタール	—
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1) 事務所及び物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 1, 000	次に掲げるものは建築してはならない。 畜舎。ただし、建築物に付属する 15 平方メートル以下のものは除く。		次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1) 事務所及び物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超えるもの。 (2) 畜舎。ただし、建築物に付属する 15 平方メートル以下のものは除く。

			平方メートルを超えるもの。 (2) 畜舎。ただし、建築物に付属する15平方メートル以下のものは除く。		
		建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル	100平方メートル	110平方メートル
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離は、1.0メートル以上とする。	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離は、0.5メートル以上とする。	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離は、1.0メートル以上とする。